

流山市障害者計画(案)及び流山市第3期障害福祉計画(案)修正一覧

ページ(事項)	改正後	改正前	備考																																																				
11ページ	11ページ最終行の「(2)程度別状況」を削除し、12ページ最初の見出し冒頭部分に「(2)程度別状況」を記載。	11ページ最終行に「(2)程度別状況」がある。	8-1																																																				
17ページ 4 教育の充実	4 <u>特別な支援を要する児童・生徒の状況</u>	4 <u>教育の充実</u>	8-3																																																				
17ページ 4 教育の充実 (2)特別支援学級 在籍者数	(2) 特別支援学級在籍者数 平成23年9月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在籍者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小学校 1学年</td><td>15</td></tr> <tr><td>2学年</td><td>9</td></tr> <tr><td>3学年</td><td>16</td></tr> <tr><td>4学年</td><td>16</td></tr> <tr><td>5学年</td><td>14</td></tr> <tr><td>6学年</td><td>10</td></tr> <tr><td>小計</td><td>80</td></tr> <tr><td>中学校 1学年</td><td>18</td></tr> <tr><td>2学年</td><td>14</td></tr> <tr><td>3学年</td><td>8</td></tr> <tr><td>小計</td><td>40</td></tr> <tr><td>合計</td><td>120</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 小学校の在籍者数には、知的障害、言語障害、情緒障害を含む。</p>	区分	在籍者数	小学校 1学年	15	2学年	9	3学年	16	4学年	16	5学年	14	6学年	10	小計	80	中学校 1学年	18	2学年	14	3学年	8	小計	40	合計	120	(2) 特別支援学級在籍者数 平成23年9月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>知的障害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小学校 1学年</td><td>13</td></tr> <tr><td>2学年</td><td>8</td></tr> <tr><td>3学年</td><td>16</td></tr> <tr><td>4学年</td><td>15</td></tr> <tr><td>5学年</td><td>13</td></tr> <tr><td>6学年</td><td>10</td></tr> <tr><td>小計</td><td>75</td></tr> <tr><td>中学校 1学年</td><td>18</td></tr> <tr><td>2学年</td><td>14</td></tr> <tr><td>3学年</td><td>8</td></tr> <tr><td>小計</td><td>40</td></tr> <tr><td>合計</td><td>115</td></tr> </tbody> </table>	区分	知的障害	小学校 1学年	13	2学年	8	3学年	16	4学年	15	5学年	13	6学年	10	小計	75	中学校 1学年	18	2学年	14	3学年	8	小計	40	合計	115	8-5
区分	在籍者数																																																						
小学校 1学年	15																																																						
2学年	9																																																						
3学年	16																																																						
4学年	16																																																						
5学年	14																																																						
6学年	10																																																						
小計	80																																																						
中学校 1学年	18																																																						
2学年	14																																																						
3学年	8																																																						
小計	40																																																						
合計	120																																																						
区分	知的障害																																																						
小学校 1学年	13																																																						
2学年	8																																																						
3学年	16																																																						
4学年	15																																																						
5学年	13																																																						
6学年	10																																																						
小計	75																																																						
中学校 1学年	18																																																						
2学年	14																																																						
3学年	8																																																						
小計	40																																																						
合計	115																																																						
17ページ 4 教育の充実 (3)通級による指導 をうけている児童数	(3) 通級による指導を受けている児童数の表下に ※ <u>学校の指導上3区分としている。</u> を追加。	掲載なし。	8-6																																																				
19ページ 1 計画の基本理念	1 計画の基本理念 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。 共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。 共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。 この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。 ※ この計画では障害者基本法で規定される身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを含みます。	1 計画の基本理念 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。 共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。 共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。 この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。 * この計画では発達障害や高次脳機能障害も含みます。	8-7																																																				
24ページ 4 重点事業 (2)生活支援サービスの充実 権利擁護の推進	(2)生活支援サービスの充実 事業名 事業の内容及び目標 権利擁護の推進 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発 成年後見制度の推進 <u>福祉施設で暮らしている人たちの生活向上のための指針の普及・啓発</u>	(2)生活支援サービスの充実 事業名 事業の内容及び目標 権利擁護の推進 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発 成年後見制度の推進	8-9																																																				
39ページ 2 権利擁護の推進	事業名 事業内容と目標 実施主体 21 <u>福祉施設で暮らしている人たちの生活向上のための指針の普及・啓発</u>	記載なし	8-9																																																				
46ページ 1 保育・就学前教育の充実 5行目	1 保育・就学前教育の充実 成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等の効果があることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等との交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。 障害を早期に発見し、障害児が適切な療育を受けられるような体制の整備に努めます。	1 保育・就学前教育の充実 成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等の効果があることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等との交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。 障害を早期に発見し、保護者が適切な療育を受けられるような体制の整備に努めます。	8-12																																																				
87ページ ②流山市グループホーム等入居者家賃補助	②流山市グループホーム等入居者家賃補助 グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃に対し、流山市補助金等規則に基づき、補助金を交付するものです。	②流山市グループホーム等入居者家賃補助 グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃に対し、流山市補助金規則に基づき、 <u>予算の範囲内において</u> 、補助金を交付するものです。	8-19																																																				